

鳥取県告示第137号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蛆病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成24年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、鶏マイコプラズマ病、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蛆病の発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡国府町及び八頭郡河原町の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡船岡町の区域に限る。）、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町村合併前の東伯郡東郷町の区域に限る。）及び琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡東伯町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町合併前の米子市の区域に限る。）、境港市並びに西伯郡伯耆町及び南部町（平成16年10月1日町合併前の西伯郡会見町の区域に限る。）において飼育しているものに限る。）（平成24年4月1日以降に放牧するものを除く。）

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成24年4月1日以降に放牧するものを除く。）

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

(2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市及び気高郡青谷町の区域に限る。）、岩美郡岩美町、東伯郡三朝町及び北栄町（平成17年10月1日町合併前の東伯郡大栄町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町合併前の西伯郡淀江町の区域に限る。）並びに西伯郡日吉津村、大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡大山町の区域に限る。）及び南部町（平成16年10月1日町合併前の西伯郡西伯町の区域に限る。）（平成24年4月1日以降に放牧するものを除く。）

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成24年4月1日以降に放牧するものを除く。）

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ 平成24年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア (1)及び(2)に掲げる牛

イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

ウ 搾乳の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している

- 牛で、生後365日を経過したもの
 - エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの
 - オ 種付の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの
 - カ ウからオまでに掲げる牛以外の牛で、平成24年4月1日以降に放牧する目的で県外へ移出しようとする、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの
 - キ アからカまでに掲げる牛以外の牛で、平成24年4月1日以降に放牧するもの。
 - ク その他知事が必要と認める牛
 - (4) 牛海綿状脳症検査
 - 月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの
 - (5) 馬伝染性貧血検査
 - ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれと同一施設内で飼育している馬
 - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育している馬
 - ウ 競技の用に供し、又は供する目的で飼育している馬及びこれと同一施設内で飼育している馬
 - エ 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬及びこれと同一施設内で飼育している馬
 - (6) ニューカッスル病検査
 - 鶏
 - (7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
 - 種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
 - (8) 鶏マイコプラズマ病検査
 - 種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
 - (9) 高病原性鳥インフルエンザ検査
 - 家きん（飼養羽数100羽以上、だちょうの場合は10羽以上の農場に限る。）
 - (10) 腐蝕病検査
 - みつばち
- 4 実施の期日
- 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 5 検査の方法
- (1) ブルセラ病検査
 - ブルセラ急速凝集反応
 - (2) 結核病検査
 - ツベルクリン検査皮内反応
 - (3) ヨーネ病検査
 - 酵素免疫測定法（スクリーニング法及びエライザ法）又はヨーニン検査皮内反応
 - (4) 牛海綿状脳症検査
 - 酵素免疫測定法（エライザ法）
 - (5) 馬伝染性貧血検査
 - 寒天ゲル内沈降反応
 - (6) ニューカッスル病検査
 - 臨床検査及びHI抗体検査
 - (7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
 - ひな白痢急速凝集反応
 - (8) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

臨床検査及び血清抗体検査（エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応）

(10) 腐蛆^そ病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査